

海外のクラブチームでラグビーをプレーするには

海外へ渡航する前に日本国内の登録を抹消し、プレーを予定している国で新たに登録する必要があります。国内の登録抹消は、チームの登録管理者によって行われます。

また、海外で登録し、現地のクラブでプレーするには、『インターナショナル プレーヤーズ クリアランス』という書類を記入して提出する必要があります。

□ インターナショナル プレーヤーズ クリアランス提出方法

- ① 『インターナショナル プレーヤーズ クリアランス』フォームをダウンロードし、1～8の該当項目を記入
- ② チーム代表者の署名（1 ページ最後）
- ③ 渡航者本人の署名（2 ページ）
- ④ 日本のチームに所属している場合はクリアランスフォームをチームよりチームが所属している都道府県協会へ提出
※ 書類提出時にチームに所属していない場合は、別途（公財）日本ラグビーフットボール協会へ（jrfu@rugby-japan.or.jp）ご連絡下さい
- ⑤ 日本ラグビーフットボール協会 新登録管理システム（RugbyFamily.jp）より登録を削除

都道府県協会へ書類提出後、都道府県協会→地域協会→日本協会を確認・承認後、渡航先の協会へ書類を送付。

書類手続きに1週間ほどかかります。時間に余裕をもって書類を提出して下さい。

本書類が未提出の場合、渡航先のチームでプレーが認められないケースがございます。

必ず渡航前に書類をご提出ください。

> インターナショナル プレーヤーズ クリアランス

チームで海外遠征するには

チームで海外遠征する際、(公財)日本ラグビーフットボール協会から遠征先の協会へ遠征申請を行います。遠征を予定しているチームは『海外遠征許可申請書』という書類を記入して提出する必要があります。

> 海外遠征許可申請書

□ 海外遠征許可申請書提出方法

『海外遠征許可申請書』はチームが海外遠征をする際に必要な書類です。各地域協会の承認が必要となりますので、時間に余裕をもってご提出ください。

- ① 『海外遠征許可申請書』フォームをダウンロードし、項目を記入
※ 遠征先国名、地域、スケジュール内の場所及び対戦相手名はアルファベットで併記してください
- ② チームより所属の都道府県協会へ提出

都道府県協会及び地域協会の理事会で承認→日本協会を確認・承認後→遠征先協会へ書類を送付。

遠征から帰国したら

『海外遠征実施報告書』に必要事項をご記入のうえ、チーム所属の都道府県協会へご提出ください。

> 海外遠征実施報告書

海外から来日するチームと試合を行う場合

『外国チーム来日試合許可申請書』に必要事項をご記入のうえ、チーム所属の都道府県協会へご提出ください。

> 外国チーム来日試合許可申請書